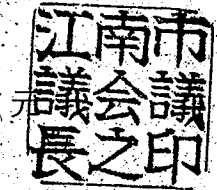


江南市長 澤田和延様

江南市議会議長 堀



申入書に対する回答及び要望書

令和4年8月19日に市長から市議会議長に提出がありました「江南市議会議員から市職員に対するパワー・ハラスメント等の防止に関する申入書」を受け、市議会においては、議員の発言や態度等、改めるべきところは改め、今まで以上に市民から負託を受けた者として相応しい品位をもって、その職責を果たすべく努めてまいる所存です。

なお、市当局におかれましては、市職員の心身の健康の保持並びにハラスメントの防止を図るため、下記のとおり対応いただきますよう市議会として要望いたしますので、対応の方針を11月24日(木)までに書面にて回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 市議会議員から市職員、または市職員間におけるハラスメントの定義を確立し、ハラスメント防止対策を早急に策定すること。
2. ハラスメントが発生した際、市職員が通報できる窓口を設置すること。また、相談体制を整備すること。



4江秘第2210号
令和4年11月24日

江南市議会
議長 堀

元 様

江南市長 澤田 和延



要望書に対する回答について

令和4年11月18日付けで要望のありました内容について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 国の法令等の内容に基づき、ハラスメント防止に関する要綱を定め、ハラスメントの定義、市長及び職員が果たす責務等について周知徹底するとともに、職員への定期的な研修、ハラスメント防止に向けた意識啓発及び知識向上を図ります。
- 2 職場におけるハラスメント相談窓口である秘書政策課において、職員だけでなく議員等からハラスメントを受けた場合も通報、相談ができることを周知徹底します。また、通報、相談した職員に関する秘密の漏洩や不利益な取扱いが生じることのないよう相談体制を整備していきます。